

今回紹介するのは、(株)建設技術研究所において導入されている「時間単位有給休暇制度」「シフト勤務制度」についてです。

“時間単位有給休暇制度”の内容を簡単に教えてください。

時間単位有給休暇制度は、年次有給休暇を1時間単位で取得できる制度です。年間35時間を上限として取得できます。これを利用することで、既定の始業時刻後に会社(遅出)、所定労働時間内に途中抜け(就業間)、既定終業時刻前に退社(早退)が可能になります。

“シフト勤務制度”の内容を簡単に教えてください。

シフト勤務制度は、1日の所定労働時間(7時間)はそのままに、勤務する時間帯をシフトできる制度です。①7:00~15:00、②8:00~16:00、③8:30~16:30、④9:00~17:00(基本)、⑤9:30~17:30、⑥10:00~18:00の6種類から選んで、設定することが可能です。

“時間単位有給休暇制度”や“シフト勤務制度”を始めたきっかけは?

時間単位有給休暇制度がなかった頃には、病院に行く用事など、数時間で終わるような予定に対しても、半日休暇を取得している状況でした。そのため、小さい子供がいるような社員については特に、子供が熱を出した時に有給休暇が足りなくなると言うような事態が起きており、有給休暇を有効に活用できているとは言えない状況でした。

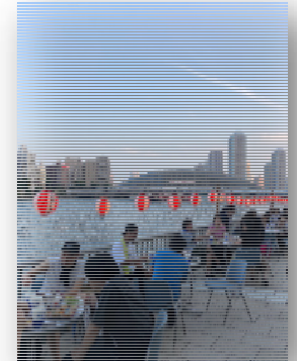
また、シフト勤務制度については、朝、保育園に送り出す役割を担う男性社員からの要望があり、検討を始めた経緯があります。

具体的には“時間単位有給休暇制度”はどのような利用をされているのでしょうか。

朝、子供を送りに行ったり、病院に立ち寄ってから会社に10:00に出社した場合に、1時間遅出として、時間単位年休を申請します。

午後14:00から15:00に通院のために外出した場合や、13:00から1時間の時間単位年休を取得し、部内でのランチ懇親会を実施する場合には、就業間に1時間申請します。

体調不良のため就業時間17:00より2時間早く帰宅する場合や、地域のイベントに参加するために、2時間早く帰宅する場合には、2時間早退として申請します。



具体的に“シフト勤務制度”はどのような利用をされているのでしょうか。

①7:00~15:00、②8:00~16:00のシフト勤務を選択すると、定時時間内に、業務を進めながらも、退社時刻を15時や16時とすることが可能となり、退社後リフレッシュする予定を入れてもゆっくり過ごすことができます。

また、ラッシュ時間を避けて出社するために、⑥10:00~18:00のシフトを選択している社員もたくさんいます。特に妊娠期間には効果的です。毎日シフトを変更することが可能なため、金曜日は早く帰りたいから②8:00~16:00のシフトを選ぶと言うようなことも含め、個人的な理由でシフトを選択できます。

全社員どのシフトを選ぶことも可能ですが、申請はイントラ入力により行い上長から事前に承認される必要があります。

会社としての今後の展望を教えてください。

時間単位有給休暇制度やシフト勤務制度が導入されたことで、会社の中で全ての社員が定時に在席しているわけではないという認識が定着しつつあります。日ごろからコミュニケーションをとる、ミーティング時間をきちんと決めて終わりにするというような空気も醸成され、効率化に繋がっているところがあります。

また、近年改定された制度としては、このほかに、育児時短の取得対象を未就学児から小学6年生まで延期したこともあげられます。

このような制度の取り入れは、社員の多様な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現しようとするものです。制度化することで、お互いの多様な働き方を認める社内の雰囲気も醸成する目的もあります。